

川崎市宅地防災工事助成金交付要綱第2条第11号の取扱いについて

6川ま宅企第641号
令和7年4月1日
まちづくり局指導部長

川崎市宅地防災工事助成金交付要綱第2条第11号に規定する「改善要望」の実施基準は、次に掲げるすべてに該当する場合とする。

1 土地所有者が次に掲げるすべてに該当する場合

- ア 土地の所有権を得た日から5年が経過していること
- イ 固定資産税の滞納をしていないこと

2 崖の状態が次に掲げるいずれかに該当する場合

- ア 人工崖の場合、宅地造成及び特定盛土等規制法で定める技術基準に適合していないものであること
- イ 崖に擁壁が設置されている場合、「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル」(国土交通省)において、変状点が1.0点以上であること
- ウ 自然崖の場合、当該地が過去に宅地造成や開発行為の検査済証を取得していないこと。

なお、「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル」(国土交通省)において、健全度判定区分が「低」となる場合、または健全度判定区分が「中」となり、かつ第2項アに該当する場合は宅地防災工事のみ助成対象とする。また、健全度判定区分が「高」となり、かつ第2項アに該当しない場合は宅地減災工事のみ助成対象とする。

附則

(施行期日)

この取扱いは、平成29年4月1日より施行する。

附則

(施行期日)

この取扱いは、平成30年6月28日より施行する。

附則

(施行期日)

この取扱いは、令和7年4月1日より施行する。